

改訂版 静岡県版 建設業許可の手引

追 補

(平成 21 年 3 月)

建設業許可申請のための申請様式の変更について

平成21年4月1日より以下の変更があります。
平成20年10月8日付けで公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第84号）により次の建設業許可申請書等の添付書類の変更があります。
なお、この改正にかかる従前との取り扱いの主な変更点は以下のとおりです。

1 建設業許可申請書の様式が変更されます。

様式番号	申請書及び添付書類	変 更 内 容									経過措置	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	1	2
様式第1号	建設業許可申請書	○		○								●
	建設業許可申請書別紙一				○							
	建設業許可申請書別紙二(1)				○							
	建設業許可申請書別紙二(2)				○							
	建設業許可申請書別紙三				○							
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額					○						●
様式第4号	使用人数		○								◎	
様式第6号	誓約書	○	○								◎	
様式第7号	経営業務の管理責任者証明書	○	○								◎	
様式第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○								◎	
様式第8号(2)	専任技術者証明書(更新)	○	○								◎	
様式第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	○	○								◎	
様式第9号	実務経験証明書					○					◎	
様式第10号	指導監督の実務経験証明書					○					◎	
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○				○					●
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書	○	○								◎	
様式第20号	営業の沿革								○			
様式第20号の3	主要取引金融機関名									○	◎	

【変更内容】

- ① 知事の氏名の記載が不要になりました。
- ② 建設業法の表記が変更になりました。
- ③ 主たる営業所の所在地欄に都道府県欄・市区町村欄を記載する欄が追加され、ファックス番号欄が新設され、また、電話番号欄が12桁から13桁になりました。
- ④ 従来の別表が廃止され、替りに別紙一、別紙二(1)、別紙二(2)、別紙三が新設されました。
- ⑤ 消費税の選択欄が新設されました。
- ⑥ 様式のレイアウトが変更になりました。
- ⑦ 生年月日、住所欄が新設されました。
- ⑧ 創業後の沿革が細分化され、創業以後の沿革・建設業の登録及び許可の状況・賞罰欄が新設されました。
- ⑨ 金融機関等の組織変更により文言の修正行いました。

※該当する様式には○を付しています。

【経過措置】

- 1 平成22年3月末まで旧様式による提出も可能とします。◎
- 2 平成22年3月末まで旧様式に新様式の追加事項を手書きで記載して提出することも可能とします。●

2 変更届・事業年度終了時の変更届の様式が変更されます。

様式番号	申請書及び添付書類	変更内容					経過措置	
		①	②	③	④	⑤	⑥	1 2
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額							
様式第4号	使用人数		○		○			●
様式第6号	誓約書		○					◎
様式第7号	経営業務の管理責任者証明書	○	○					◎
様式第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○					◎
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○				○	●
様式第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	○	○					◎
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書		○					◎
様式第22号	変更届出書(第一面)	○	○	○				●
様式第22号の2(第一面)								
様式第22号	変更届出書(第二面)					○		
様式第22号の2(第二面)								
様式第22号の3	届出書	○						◎
様式第22号の4	廃業届	○						◎
	事業年度終了時の変更届	○						◎

【変更内容】

- ①知事の氏名の記載が不要になりました。
- ②建設業法の表記が変更になりました。
- ③主たる営業所の所在地欄に都道府県欄・市区町村欄を記載する欄が追加され、ファックス番号欄が新設され、また、電話番号欄が12桁から13桁になりました。
- ④消費税の選択欄が新設されました。
- ⑤第二面が新設されました。
- ⑥生年月日、住所欄が新設されました。

※該当する様式には○を付しています。

【経過措置】

- 1 平成22年3月末まで旧様式による提出も可能とします。◎
- 2 平成22年3月末まで旧様式に新様式の追加事項を手書きで記載して提出することも可能とします。●

許可申請書類の種類（一覧表）

表5

様式番号	申請書及び添付書類	申 請 区 分								
		1 新 規	2 許 可 換 え 新 規	3 般 特 新 規	4 業 種 追 加	5 更 新	6 般 特 新 規 ＋ 業 種 追 加	7 般 特 新 規 ＋ 更 新	8 業 種 追 加 ＋ 更 新	9 般 特 新 規 ＋ 業 種 追 加 ＋ 更 新
様式第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業許可申請書別紙一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業許可申請書別紙二(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業許可申請書別紙二(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設業許可申請書別紙三	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	主たる営業所への略図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第2号	工事経歴書	○		○	○		○	○	○	○
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○	○		○	○	○	○
様式第4号	使用人数	○		○	○		○	○	○	○
様式第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記されていないことの証明書・身分証明書（注1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第8号(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○		○	○	○	○
様式第8号(2)	専任技術者証明書（更新）					○		△	△	△
様式第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	○	○	○			△	△		△
	卒業証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第9号	実務経験証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	資格証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
様式第10号	指導監督の実務経験証明書	△	△	△	△		△	△	△	△
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第12号	許可申請者（法人の役員・本人・法定代理人）の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第14号	株主（出資者）調書	○	○			△				
様式第15号	貸借対照表（法人用）	○	○							
様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）	○	○							
様式第17号	株主資本等変動計算書（法人用）	○	○							
様式第17号の2	注記表（法人用）	○	○							
様式第17号の3	附属明細表（注2）	○	○							
様式第18号	貸借対照表（個人用）	○	○							
様式第19号	貸借対照表（個人用）	○	○							
	定款（法人のみ）	○	○			△				
	商業登記簿の謄本（法人のみ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○		○	○	○	○	○
様式第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○		○	○	○	○	○
	納税証明書（事業税）－財務事務所にて発行	○	○							

○印は必要書類、△印は場合によって必要な書類（注）各証明書類は3ヵ月以内のもの

（注1）登記されていないことの証明書（成年後見、補佐を受けていないことの証明）・身分証明書（禁治産等の宣告を受けていない証明）。

（注2）資本の額が1億円超及び直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付してください。

（注3）上記の様式の他に、許可取得後に用いられるものとして、変更届出書（様式第22号の2）、届出書（様式第22号の3）および廃業届（様式第22号の4）があります。

（注4）従来の別表が廃止され、21年4月1日より新設される様式です。

建設業の許可を受けたみなさんへ

- 1 許可の有効期間は、許可のあった日から**5年**です。許可を継続される方は、有効期間満了の30日前までに「許可の更新」の申請書を土木事務所に提出してください。

ただし、個人事業主が法人を設立して営業を始めるとき（**法人成**）は土木事務所に、個人事業主の引退、死亡等の理由により配偶者又は子に営業を引き継ぐとき（**事業継承**）は県庁建設業室に、新規の許可申請を行う必要があります。これらを怠ると無許可営業になりますので、十分注意してください。

- 2 許可有効期間中に**申請事項の変更**が生じたときや**事業年度が終了**したときは、届出書を3部作成し土木事務所に提出してください。許可の基準に関して届出を忘れたまま放置すると監督処分を受けることがあります。くわしくは別記1を参照してください。

- 3 次の項目に該当したときは、30日以内に**廃業届**（3部）を土木事務所へ提出してください。

廃業の届出事項	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
法人が破産等により解散したとき	破産管財人、清算人
許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときはその役員、個人であるときは事業主

- 4 建設業の許可は業種別の許可となっています。以下（1）、（2）の例外を除き、許可のない業種の工事を請け負うと、無許可営業として建設業法の規定により監督処分を受けたり刑事罰に処せられることがあります。

- （1）小規模工事だけを請け負う場合

次の表に掲げる工事のみを請け負うときは、許可は要りません。

建築一式工事	請負代金の額が1500万円に満たない工事 延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
その他の工事	請負代金の額が500万円に満たない工事

- （2）附帯工事を一体として請け負う場合

附帯工事とは、通常主たる建設工事を施工するために必要となった従たる建設工事です。

たとえば、モルタル補修工事（左官工事）のために必要となった下地修理工事（大工工事）については、大工工事は附帯工事となり、主たる工事業種の左官工事の許可のみ有していればよいことになります。

- 5 あなたが元請として発注者から請け負った工事について、総額3000万円以上（建築一式工事は4500万円以上）の一次下請工事を行わせるときは「**特定建設業の許可**」が必要です。

特定建設業の許可がないまま上記金額の下請契約を締結したときや、無許可業者と4（1）に定める限度額以上の下請契約を締結したときは、元請・下請の双方において建設業法の規定により監督処分を受けたり刑事罰に処せられることがあります。

- 6 許可申請や届出のために提出された書類は、県庁の建設業許可申請書等閲覧所においてだれでも**閲覧**することができます。これは、建設業法の規定により建設業者のみなさんに関わる情報を提供して、注文者が適切な業者を選定できるようにすることを目的としています。

- 7 あなたの店舗と建設工事の現場には、別記2による建設業の許可票を掲げて、許可業者であることを表示してください。（看板の作成・設置について県のあっせんを装う業者があるようですが、県は一切関与しておりません。）

- 8 許可通知書は再発行しません。許可申請書・届出書類の副本とともに大切に保管してください。

- 9 許可の申請や届出に必要な用紙は、県内各地の建設事業協同組合（建設業協会）にて実費で販売しています。

建 設 業 室
土 木 事 務 所

別記 1 変更等の届出事項と提出書類

No.	変更事項		届出書様式	添付書類	提出期限
1	商号又は名称		変更届出書 (様式第 22 号の 2) (第一面) (第二面) ※第二面については必要に応じて添付すること。	①登記簿謄(抄)本 *個人の場合は添付不要 ②営業の沿革(様式第 20 号)	事実の発生したときから 1 ヶ月以内
2	営業所の名称・所在地 (住居表示の変更も含む)			①主たる営業所への略図(住居表示の変更の場合は不要) ②登記簿謄(抄)本	
3	営業所の新設			①No.11 の添付書類 ②No.13 の届出書及び添付書類 ③No.14 の届出書及び添付書類(場合によって必要) *営業所の所在の裏付資料	
4	営業所の廃止			①建設業法施行令 3 条に規定する使用人の一覧表 ②No.13 の届出書 ③No.14 の届出書及び添付書類(場合によって必要)	
5	営業所の業種追加			①No.13 の届出書及び添付書類 ②No.14 の届出書及び添付書類(場合によって必要)	
6	営業所の業種廃止			①No.13 の届出書 ②No.14 の届出書及び添付書類(場合によって必要)	
7	資本金額			①株主(出資者)調書(様式第 14 号) ②登記簿謄(抄)本 ③営業の沿革(様式第 20 号)	
8	法人の役員	新任		①別紙一 ②誓約書(様式第 6 号) ③許可申請者の略歴書(様式第 12 号) ④登記簿謄(抄)本 ⑤「登記されていないことの証明書」「身分証明書」※	
		退任		①別紙一 ②登記簿謄(抄)本	
		代表者		①別紙一 ②誓約書(様式第 6 号)(新任役員の場合) ③許可申請者の略歴書(様式第 12 号) ④登記簿謄(抄)本 ⑤「登記されていないことの証明書」「身分証明書」※(新任役員の場合)	
		役員の氏名(改姓等)		①別紙一 ②許可申請者の略歴書(様式第 12 号) ③登記簿謄(抄)本	
9	個人事業主又は支配人の氏名(改姓等)			①許可申請者の略歴書(様式第 12 号) ②戸籍抄本または住民票の写しを提示	
10	支配人	新任	①誓約書(様式第 6 号) ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の略歴表(様式第 13 号) ④登記簿謄(抄)本 ⑤「登記されていないことの証明書」「身分証明書」※		
		退任	①登記簿謄(抄)本 ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号)		
11	令第 3 条に規定する使用人		①誓約書(様式第 6 号) ②建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表(様式第 11 号) ③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の略歴表(様式第 13 号) ④「登記されていないことの証明書」「身分証明書」※(新任者の場合)		
12	経営業務の管理責任者	変更・追加	経営管理の経験の裏付資料 *住民票を提示(県内に住所があるときは不要) *改姓・改名は戸籍抄本または住民票の写しを提示		
		削除	届出書 (様式第 22 号の 3)		
13	専任技術者	変更・追加	専任技術者証明書 (様式第 8 号(1)) ①技術者の要件を証する書面 イ 卒業証明書+実務経験証明書(様式第 9 号) ロ 実務経験証明書(様式第 9 号) ハ 資格証明書等の写し(原本持参) ②特定建設業の場合は、次の要件を証する書面 イ 1 級国家資格を証する証明書等の写し(原本持参) (指定建設業は、これに限る) ロ ①イ・ロ・ハの 2 級国家資格証明書等(原本持参)+ 指導監督の実務経験証明書(様式第 10 号) (裏付資料(原本持参)の写しを添付) *住民票を提示(県内に住所があるときは不要) *改姓・改名は戸籍抄本または住民票の写しを提示		
		削除	届出書 (様式第 22 号の 3) *一部廃業等により専任技術者を削除した場合		
14	欠格要件に該当したとき		届出書 (様式第 22 号の 3)	法第 8 条第 1 号又は第 7 号から第 11 号までのいずれかに該当した場合	
15	国家資格者等・監理技術者	変更・追加・削除	国家資格者等・監理技術者一覧表 (様式第 11 号の 2)	技術者の要件を証する書面の提示、添付 (注 1)	

No.	変更事項	届出書様式	添付書類	提出期限
16	毎事業年度（決算期）を経過したとき	変更届出書 （事業年度終了用のもの）	①工事経歴書（様式第2号） ②直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号） ③財務諸表 ＜法人の場合＞ 貸借対照表（様式第15号） 損益計算書（様式第16号） 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書（様式第17号） 注記表（様式第17号の2） 附属明細表（様式第17号の3）（注2） 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ） 納税証明書（事業税） ＜個人の場合＞ 貸借対照表（様式第18号） 損益計算書（様式第19号） 納税証明書（事業税） 以下は、変更のあった場合のみ添付 ④使用人数を記載した書面（様式第4号） ⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ⑥現行定款（又は原始定款及び議事録）の写し	毎事業年度経過後4ヶ月以内

※印は、平成20年4月以降新たに必要になった書類です。「身分証明書」とは、禁治産等の宣告を受けていない証明のことです。

必ず直前の許可申請書の副本及びその後提出した変更等の届出書副本を持参してください。

- (注1) 国家資格者等・監理技術者に変更が生じた場合、法第11条第3項により事業年度終了後4ヶ月以内に届出するよう定められています。事務処理上、速やかな届出をお願いします。
- (注2) 附属明細表については、小会社（資本金1億円以下かつ直近決算の負債合計が200億円未満の株式会社）、特例有限会社及び株式会社以外の法人は提出を省略することができます。また、有価証券報告書提出会社は同報告書の写しをもってこれに代えることができます。
- (注3) 届出事項が複合する場合には、それぞれの届出が必要になりますので、注意してください。例えば、経営業務の管理責任者が新たに役員に就任する者に変更する場合は、No.8及び12に該当します。

事業年度終了の届出について

建設業許可業者の方は、建設業法第11条第2項の規定に基づき、決算終了後4ヶ月以内に事業年度終了の届出を提出する義務が課せられています。このとき添付する財務諸表は、建設業法（建設省令様式、建設省告示による「勘定科目の分類」）に基づき作成してください。税務申告に添付した財務諸表がこれと異なる場合は、財務諸表の組替が必要となります。組替える場合は、次の事項に注意してください。

- 各勘定科目の金額は、千円単位（千円未満切捨）で表示してください。
なお、各合計金額及び計算金額欄については、円単位までの金額で計算した後、千円未満を切り捨てて表示してください。
- 消費税の経理方式を注記表2（5）または貸借対照表の脚注に必ず記入してください。
なお、消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は「消費税抜方式」により作成された財務諸表を添付しなければなりません。おつて「消費税込方式」による決算を採用している消費税課税事業者で経営事項審査申請希望者は、「経営事項審査申請要領」記載の組替表を基に「消費税抜方式」に組替えを行ってください
（参考） 消費税課税事業者——消費税抜処理
消費税免税事業者——消費税込処理（経営事項審査申請者は「消費税免税業者につき税込処理」と記載）
- 「受取手形」、「完成工事未収入金」等に不渡手形等不良債権が含まれ、1年以内に回収見込みのないものは、固定資産の「破産債権、更生債権等」に振り替えて表示してください。
- 「長期借入金」のうち、1年以内に返済期限が到来するものは、その金額を「短期借入金」に振り替えて表示してください。
- 「当座借越」は、流動負債の「短期借入金」に振り替えて表示してください。
- 流動負債に、「裏書手形」、「割引手形」を計上している場合は、流動資産の「受取手形」と相殺のうえ、その金額を注記表3（2）に記入してください。
- 還付されない当期又は過年度の法人税、住民税等をその他の流動資産に「仮払税金」として処理することはできず、資産として表示することは出来ません。この場合には、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示してください。
また、当期の中間納付額を「仮払税金」として計上している場合も同様です。ただし、当期の中間納付分のうち納め過ぎにより還付される分については、「未収還付税金」として資産計上し、残りの部分を「法人税、住民税及び事業税」に振り替えてください。なお未納税金を利益処分の中で「納税引当金」、「納税充当金」、「法人税等引当金」、「納税積立金」等として処理している場合も、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に振り替えて表示し、かつ貸借対照表の流動負債「未払法人税等」に表示してください。
- 損益計算書中の「法人税、住民税及び事業税」は、必ず当期発生税額（当該年度における法人税額、道府県民税額、市町村民税額等）を正確に計上してください。
- 現金預金等の計上があるにもかかわらず「受取利息配当金」の計上がない場合には、「その他営業外収益」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 借入金の計上があるにもかかわらず、「支払利息」の計上がない場合には、「その他営業外費用」に混入している場合が多いので、適正に計上してください。
- 「長期・短期借入金」が計上され「支払利息」の計上がない場合、また「支払利息」が計上され「長期・短期借入金」の計上がない場合には、余白にその理由を記入してください。
（例）「代表者から無利子で借入」、「期中に借入があり決算前に返済」等
- 損益決算書の売上高について、兼業事業のある場合は、完成工事高と兼業売上高の区分を、工事台帳等に基づき区分して表示してください（経営事項審査を申請しない事業者で、兼業売上高が売上10%に満たない場合は区分する必要がありません）。なお個人事業主の場合は、様式第19号損益決算書の完成工事高、完成工事原価、完成工事総利益欄を縦に区分し、左側に兼業売上高等、中側に完成工事高等、右側に合計売上高等を表示してください。
（注意事項）樹木の剪定、除草、機器等の保守点検、施設の清掃等の管理業務は工事請負になりません。必ず兼業売上高に表示してください。
- 完成工事原価報告書の原価科目は、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の4つの勘定科目で処理してください。
このため税務申告の決算書上、期首・期末仕掛の額が一括して表示されている場合はこれを区分し、Ⅰ材料費、Ⅱ労務費、Ⅲ外注費、Ⅳ経費の各勘定科目に振り替えてください。なお完成工事原価報告書の完成工事原価は、損益計算書の完成工事原価と一致します。おつて、現場管理の技術系職員等の給料手当等はⅣの経費に含めて表示します。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

40cm以上

35cm以上

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

知事

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証 交付番号		
一般建設業又は 特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号		
許可年月日			

40cm以上

40cm以上

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

知事

【第 1 号様式関係】

●別紙 1 関係

Q. 申請者が個人の場合に、別紙 1 の添付は必要ですか。

A. 添付不要です。

●別紙 2 関係

Q. 知事許可業者で、従たる営業所がない（主たる営業所のみ）である場合、別紙 2（１）（２）の提出は必要ですか。

A. 提出は必要です。従たる営業所がなく主たる営業所の場合であっても、主たる営業所に係る情報については記載をしてください。

Q. 用紙が 2 枚以上にわたる場合、主たる営業所の情報は、2 枚目以降記載不要ですか。

A. 主たる営業所の情報は、1 枚目のみに記載すればよく、2 枚目以降は記載不要です。

Q. 業種追加、般特新規の場合において、営業所の営業しようとする建設業が変更になった場合、「営業しようとする建設業」の欄には、変更部分のみ記載するのですか。

A. 「営業しようとする建設業」の欄には、変更が無い建設業も含め、当該営業所において営業する建設業の全てを記載してください。

Q. 業種追加、般特新規の場合において、営業しようとする建設業が変更にならない営業所については、記載不要ですか。

A. 変更がない営業所についても、全て記載してください。

Q. 業種追加又は般特新規と更新が同時申請された場合、（１）と（２）の添付及び記載方法はとなりますか。

A. 業種追加等と更新の同時申請の場合、別紙 2（１）のみの添付で構いません。但し、業種追加等により営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、かつ、更新に係る営業所の情報を記載してください（全営業所の情報を別紙 2（１）に記載してもらうことになります）。

【様式第 4 号関係】

Q. 従前は代表者を人数に含めていませんでしたが、改正後からは代表者も含めた人数を記載するようになりますか。

A. そのようになります。

【様式第 9 号関係】

Q. 様式の中の「職名」欄はいままでどおり職名を記載すればよいですか。

A. 改正後の「職名」欄は、所属名を記載することになりました。なお、小規模事業所で明確な所属がない場合は従前どおりです。

【様式第 22 号の 2 関係】

Q. 役員に係る変更があった場合、従前、添付を求めていた別表に替えて、別紙 1 の添付が必要ですか。

A. 変更後の役員一覧として、別紙 1 を添付してください。

Q. 営業所に係る変更があった場合、従前、添付を求めていた別表に替えて、別紙 2（１）又は（２）の添付が必要ですか。

A. 変更後の営業所の状況は、システム上にて把握できることから、別紙 2（１）及び（２）の添付は不要です。

Q. 営業所に係る変更が無い場合、第二面の提出は必要ですか。

A. 不要です。

Q. 一部廃業を行った場合、営業所に係る変更届は必要ですか。

A. 様式第 22 号の 2 による変更届け（項番 81 の区分 2）が必要となります。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 21 年 4 月 1 日

靜岡市葵区追手町 9-6

静岡建設株式会社

申請者 代表取締役 静岡 太郎 印

静岡県知事 様

行政庁側記入欄		知事コード		許可年月日	
許可番号	項番	静岡県知事許可(般-特)	第	号	平成 年 月 日
申請の区分		1.新規 4.業種追加 7.般・特新規+更新 2.許可換え新規 5.更新 8.業種追加 +更新 3.般・特新規 6.般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新			許可の有効期間の調整
申請年月日					2 (1.する 2.しない)

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

許可を受けようとする建設業

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

主たる営業所の所在地コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

都道府県名

市区町村名

支配人の氏名

電話番号

1.一般
2.特定

042211

05

06 シズオカケンセツ

07 静岡建設(株)

08 シズオカ タロウ

09 静岡 太郎

10 22101

11 追分市 9-6

12 420-8601

054-221-2507

ファックス番号 054-221-3562

資本金額
又は出資総額

13 15,000 (千円)

法人又は個人の別

1 (1.法人)
2.個人)

兼業の有無

14 1 (1. 有)
(2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

建設資材の販売

許可換えの区分

	1	5	3
--	---	---	---

 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

旧許可番号 国土交通大臣 知事 許可 (般特) 第 号 平成 年 月 日 旧許可年月日

役員及び営業所については別紙による。

連絡先

課務總 等屬所

氏名 浜松 泉

電話番号 (054) 221 - 2507

ファックス番号 054-221-3562

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名等

12

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 ⑧③及び⑧⑧「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 ⑧⑤「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 5 ⑧⑥「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば⑧⑥②①①①③①のように記入すること。

- 6 ⑧⑦のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば⑧⑦③⑤②⑤③①①①①のように左詰めで記入すること。

営業所一覽表(更新)

営業所の名称		所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	静岡建設 株式会社	420-0853 静岡市葵区追分町9-6 054-221-2507	(土)(建)	(大)(工)
	〃 浜松営業所	430-0925 浜松市中区寺島町12-1 053-411-1212	(土)	(工)
従 た る 営 業 所	〃 沼津営業所	410-0022 沼津市大岡中石田111-2 0559-25-1313	(土)	(工)

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、一般と特定に分けて記載すること。

証紙はり付け欄

（証紙は消印してはならない。）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土 工 事	建 工 事	大 工 事	乙 工 事		
第15期 平成17年6月1日 から 平成18年5月31日 まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計	301,780	0	115,455	255,740	0	672,975
第16期 平成18年6月1日 から 平成19年5月31日 まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計	219,775	0	81,420	208,512	21,025	530,732
第17期 平成19年6月1日 から 平成20年5月31日 まで	元 公共	223,319	0	0	0	0	223,319
	請 民間	0	0	44,595	73,563	0	118,158
	下 請	0	0	491,762	141,901	17,016	650,679
	計	223,319	0	536,357	215,464	17,016	992,156
第 期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						
第 期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						
第 期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	元 公共						
	請 民間						
	下 請						
	計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
静岡建設株式会社	6 人	1 人	2 人	9 人
〃 沼津営業所	2	0	1	3
〃 浜松営業所	2	1	0	3
合 計	10 人	2 人	3 人	15 人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいい、労務者は含めないものとする。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 21 年 4 月 1 日

申請者 静岡市葵区追分町9-6
静岡建設株式会社 印
代表取締役 静岡太郎

静岡県知事 様

00002

経營業務の管理責任者証明書

(1) 下記の者は、建築 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。役職名等 代表取締役経験年数 昭和60年4月から平成21年4月まで 満 24 年 0 月証明者と被証明者の関係 役員

備考

平成 21 年 4 月 10 日静岡市葵区追分町9-6静岡建設株式会社証明者 代表取締役 静岡太郎 印(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 本一大 の支配人 で建設業法第7条第1号 {1} に該当する者であることに相違ありません。平成 21 年 4 月 10 日

静岡県知事 様

申請者
届出者静岡市葵区追分町9-6静岡建設株式会社代表取締役 静岡太郎 印

申請又は届出の区分 ☐ 項番 1³7³4³ (1.新規 2.変更 3.経營業務の管理責任者の追加 4.経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日

平成 年 月 日

許可番号 ☐ 1³8³2³2³ 静岡県知事許可(特-13) 第 0⁵0⁵1⁵2⁵3⁵4⁵ 号 許可年月日 平成 1¹¹3¹¹ 年 0¹³9¹³ 月 0¹⁵1¹⁵ 日

記

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 1³9³シ³ズ³

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 ☐ 2³0³静⁵岡⁵太¹⁰郎¹⁰ 生年月日 ☐ 5¹³2¹⁴8¹⁴ 年 ☐ 0¹⁶8¹⁶ 月 ☐ 0¹⁸6¹⁸ 日住所 静岡市葵区追分町00

◎【変更前】

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 ☐ 2³1³ 生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

専任技術者証明書 (新規・変更)

00003

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
建設業法第15条第2号
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 21 年 4 月 7 日

静岡県清水区新幸町10-1

申請者 平野建築有限会社

届出者 代表取締役 平野 一夫

印

静岡県知事 様

項番 3
 区分 611 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
 知事コード
 許可年月日
 許可番号 62 静岡県知事許可 (特-) 第 号 平成 年 月 日

記

項番	フリガナ	ヒラノ カズオ	元号 (平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	63	ヒラノ カズオ	生年月日 8 27 年 01 月 23 日
今後担当する建設工事の種類	64	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所	静岡県清水区新幸町10-1 (昭和52年4月1日)	営業所の名称 (新所属)	平野建築有限会社

項番	フリガナ	スズキ タカシ	元号 (平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	63	スズキ タカシ	生年月日 5 28 年 06 月 28 日
今後担当する建設工事の種類	64	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65	02	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所	富士市富士川町20-1 (昭和57年10月1日)	営業所の名称 (新所属)	平野建築有限会社

項番	フリガナ	ヤマタ カズオ	元号 (平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	63	ヤマタ カズオ	生年月日 5 30 年 01 月 01 日
今後担当する建設工事の種類	64	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65	37	
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所	静岡県葵区追分町100-1 (昭和58年10月1日)	営業所の名称 (新所属)	平野建築有限会社 静岡営業所

専任技術者証明書(更新)

既に届け出たとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成 21 年 4 月 5 日

静岡県知事 様

静岡市葵区追分町9-6
静岡建設株式会社
申請者 代表取締役 静岡太郎 印

記

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日
静岡建設株式会社 本店	シロカ ジロウ 静岡 次郎	建-7 大-7	37	昭和21年2月22日
	イヅブ タカシ 石津 隆	土-7 工-7	13	昭和33年5月13日
沼津営業所	ヤマグチ ケイ 山口 章	大-4	02	昭和24年12月10日

実務経験証明書

下記の者は、 工事に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 21 年 4 月 2 日

静岡県葵区追分町 9-6

静岡建設株式会社

代表取締役 静岡太郎 印

証 明 者

被証明者との関係

使用人

記

技術者の氏名	山田 一郎	生年月日	昭和 20 年 4 月 1 日	使用された期間	平成 2 年 8 月から 平成 21 年 4 月まで
使用者の商号又は名称	静岡建設株式会社				
職 名	実務経験の内容	実務経験年数			
工事部工事課	望月邸新築工事に伴う 基礎工事施工	昭和 平成	11 年 1 月から	昭和 平成	11 年 2 月まで
〃	(有)佐藤商店改築に伴う 基礎工事施工	昭和 平成	12 年 2 月から	昭和 平成	12 年 3 月まで
〃	静波倉庫解体工事施工	昭和 平成	13 年 2 月から	昭和 平成	13 年 4 月まで
〃	加藤邸宅地造成に伴う 土工事施工	昭和 平成	14 年 5 月から	昭和 平成	14 年 6 月まで
〃	富士川橋改修工事に伴う 土工事施工	昭和 平成	15 年 11 月から	昭和 平成	15 年 12 月まで
〃	高橋邸解体工事施工	昭和 平成	16 年 10 月から	昭和 平成	16 年 11 月まで
〃	富士倉庫解体工事施工	昭和 平成	17 年 7 月から	昭和 平成	17 年 10 月まで
〃	石津邸新築工事に伴う 基礎工事施工	昭和 平成	18 年 2 月から	昭和 平成	18 年 3 月まで
〃	(有)加藤商店事務所新築に伴う 基礎工事施工	昭和 平成	19 年 5 月から	昭和 平成	19 年 6 月まで
〃	西島邸宅地造成工事に伴う 土工事施工	昭和 平成	20 年 8 月から	昭和 平成	20 年 10 月まで
〃	県道静岡・清水線改築工事に 伴う土工事施工	昭和 平成	21 年 1 月から	昭和 平成	21 年 3 月まで
		昭和 平成	年 月から	昭和 平成	年 月まで
		昭和 平成	年 月から	昭和 平成	年 月まで
		昭和 平成	年 月から	昭和 平成	年 月まで
		昭和 平成	年 月から	昭和 平成	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10 年 2 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、機械器具設置工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 21 年 4 月 2 日

静岡県浜松市東区伝馬町33-3

証 明 者

静岡機械株式会社
代表取締役 堀内 陽

印

被証明者との関係

元 使用 人

記

技術者の氏名	堀内 陽	生年月日	昭和35年1月2日	使用された期間	昭和60年7月から 平成18年7月まで
使用者の商号又は名称	静岡機械株式会社				
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容	実務経験年数	
沼津産業(株)	54,000千円	現場副所長	コンベヤー設置工事の施工及び監督	昭和14年6月から 平成	昭和15年2月まで 平成
静岡科学(株)	50,000千円	"	高工場エレベーター設置工事の施工及び監督	昭和15年5月から 平成	昭和15年12月まで 平成
熱川産業(株)	98,000千円	"	コンベヤー設置工事の施工及び監督	昭和16年12月から 平成	昭和17年3月まで 平成
大岡産業(株)	60,000千円	"	高ビルエレベーター設置工事の施工及び監督	昭和17年4月から 平成	昭和18年1月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
	千円			昭和 年 月から 平成	昭和 年 月まで 平成
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 2 年 3 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

[illegible]

00007

国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)

(1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。

(2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があったので、届出をします。

静岡県知事 様

平成 21 年 4 月 1 日
 静岡県葵区伝馬町 33-3
 申請者 静岡電業株式会社
 届出者 代表取締役 酒井 明 印

項番 3
 区分 711 (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)
 知事コード
 許可番号 7200 静岡県知事許可(数特-000) 第 00000000 号 許可年月日 平成 00 年 00 月 00 日

記

項番	フリガナ	元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)
73	オチイ タカン	元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	73 オチイ 隆志	生年月日 835年10月02日
74	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有資格区分	75 21 20	
73	サトウ カズミ	元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	73 サトウ 一美	生年月日 845年10月15日
74	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有資格区分	75 55 14	
73	スズキ ヨシカス	元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	73 スズキ 義和	生年月日 838年03月05日
74	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有資格区分	75 55	
73		元号(平成H、昭和S、大正T、明治M)
氏名	73	生年月日 年 月 日
74	土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有資格区分	75	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書

現住所	三島市文教町7-1		
(フリガナ) 氏名	ヤマダ アキラ 山田 章	生年月日	昭和32年 / 1月 25日生
営業所名	静岡建設株式会社 三島支店		
職名	取締役三島支店長		
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 昭和57年 4月 1日 至 平成2年 3月 31日	中部土木株式会社に勤務し、土木工事の施工、監督に従事する。	
	自 平成2年 4月 1日 至 平成10年 9月 30日	静岡建設株式会社に勤務し、土木工事の施工、監督に従事する。	
	自 平成10年 10月 1日 至 平成21年 4月 現在	静岡建設株式会社取締役三島支店長に就任し現在に至る。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
平成21年 4月 15日		氏名 山田 章	印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和38年 1 月 18 日	(株)静岡建設創業
	昭和56年 12 月 1 日	三島支店の開設
	平成14年 4 月 1 日	資本金の増資(資本金33,000千円)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和47年 10 月 15 日	最初の登録 静岡県知事登録(令)第400号(土)
	昭和52年 9 月 1 日	最初の許可 静岡県知事許可(特-52)第001234号(土)
	昭和62年 10 月 20 日	追加の許可 静岡県知事許可(般-62)第001234号(建)(大)
	平成18年 9 月 1 日	最新の許可 " (般-18)第001234号(土)(建)(大)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

品名	规格	数量	单位	备注
水泥	42.5	1000	m³	
砂	中砂	2000	m³	
石子	20mm	1500	m³	
钢筋	Φ12	100	kg	
木材	杉木	50	m³	
砖	标准砖	10000	块	
石灰	III级	500	t	
卵石	20mm	1000	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	40mm	500	m³	
碎石	20mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	
卵石	20mm	500	m³	
碎石	40mm	500	m³	
细砂	细砂	500	m³	
粗砂	粗砂	500	m³	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

変 更 届 出 書

（第一面）

00006

下記のとおり、

〔(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員の名 (5)個人業者の名〕
 〔(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人〕について変更があつたので届出をします。

平成 21 年 4 月 1 日

静岡県知事 様

静岡県葵区追分町9-6
 静岡建設株式会社
 届出者 代表取締役 静岡 次郎 印

許可番号 項番 知事コード
 3622 静岡県知事（般特-19）第 000123 号 平成 19 年 08 月 25 日

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
資本金額	15,000千円	30,000千円	平成21年3月25日	
代表者の氏名	静岡 太郎	静岡 次郎	平成21年3月25日	代表者の交代
役員の名	—	静岡 次郎	平成21年3月25日	代表取締役の就任
役員の名	静岡 太郎	—	平成21年3月25日	代表取締役及び取締役の退任
役員の名	—	由比 花子	平成21年3月25日	取締役の就任
役員の名	島田 昇	—	平成21年3月25日	取締役の退任
営業所の名称	—	静岡建設(株) 熱海営業所	平成21年3月25日	営業所の新設
営業所の所在地	—	熱海市水口町13-15	平成21年3月25日	"
営業所の業種	—	建築・大工	平成21年3月25日	"
令第3条に規定する使用人	—	熱海営業所長 静岡 五郎	平成21年3月25日	"

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37
 商号又は名称 38
 代表者又は個人の名のフリガナ 39 シズ オカ ジロウ
 代表者又は個人の名 40 静岡 次郎
 主たる営業所の所在地市区町村コード 41 都道府県名 市区町村名
 主たる営業所の所在地 42
 郵便番号 43 電話番号 44
 資本金額又は出資総額 44 30,000 (千円)

連絡先

所属等 総務課 氏名 浜松 泉 電話番号 (054) 221-2507

ファックス番号 054-221-3562

(第二面)

(用紙A4)

区分 項番 ³ 813 { 2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の
の新設 4. 従たる営業所の
の廃止 }

許可番号 項番 知事コード 静岡県知事(般特) 第 5 0 0 1 2 3 4 号 平成 11 1 9 年 0 1 月 1 5 日

○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業	83	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
変更前																															

(1.一般)
(2.特定)

(従たる営業所)

フリガナ	アタミエイギョウ
従たる営業所の名称	84 熱海営業所

内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード	85 22205	都道府県名	静岡県	市区町村名	熱海市																									
	従たる営業所の所在地	86 熱海 13-15																													
	郵便番号	87 413-0016	電話番号	0557-82-XXXX																											
	営業しようとする建設業	88	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	変更前																														

(1.一般)
(2.特定)

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の名称	84

内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード	85	都道府県名		市区町村名																										
	従たる営業所の所在地	86																													
	郵便番号	87	電話番号																												
	営業しようとする建設業	88	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	変更前																														

(1.一般)
(2.特定)

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の名称	84

内 容	従たる営業所の所在地市区町村コード	85	都道府県名		市区町村名																										
	従たる営業所の所在地	86																													
	郵便番号	87	電話番号																												
	営業しようとする建設業	88	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	変更前																														

(1.一般)
(2.特定)

1 (1) から (7) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

2 地方整備局長 北海道開発局長 知事、国土交通大臣 知事 及び「般 特」については、不要のものを消すこと。

3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。

5 ㊤㊤「許可番号」の欄の 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。

7 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

8 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

9 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

10 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) 株 A建設
B建設(有))

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

11 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。

12 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

13 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

14 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 2 1 1 3 のように記入すること。

15 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0352538111 のように左詰めで記入すること。

16 ㊤㊤又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

18 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

19 ☐ 8 ☐ 3 及び ☐ 8 ☐ 8 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
人工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

20 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、☐ 8 ☐ 4 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

00008

届 出 書

下記のとおり、

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 (2) 経營業務の管理責任者を削除した
 (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 ④ 専任の技術者を削除した
 (5) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

平成 21 年 4 月 1 日

沼津市末広町1番1号

伊東建設有限会社

届出者 代表取締役 伊東一郎 印

静岡県知事 様

項 番 知事コード

許可番号 5122 静岡県知事許可 (般特-19) 第 021012 号 許可年月日 平成 19 年 06 月 01 日

記

- { (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
 (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

氏 名 52 生年月日 19 年 06 月 01 日

- { (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
 ④ 専任の技術者を削除した場合

氏 名 53 鈴木 一郎 生年月日 83 年 10 月 10 日

営業所の名称 伊東建設有限会社 建設工事の種類 大

氏 名 53 生年月日 19 年 06 月 01 日

営業所の名称 建設工事の種類

氏 名 53 生年月日 19 年 06 月 01 日

営業所の名称 建設工事の種類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
 具体的事由

変 更 届 出 書

平成 21 年 4 月 1 日

許可年月日 平成 19 年 12 月 1 日

許可番号 静岡県知事許可(般特-19)第 12300 号

静岡県知事様

静岡市葵区追分町 9-6

届出者 株式会社 静岡建設
代表取締役 静岡 太郎

印

電話 (054) (221) 3058

郵便番号 (420 - 8601)

事業年度(第 30 期 平成 20 年 2 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

1. 必ず届け出を要する事項

- ① 工事経歴書 ② 工事施工金額 ③ 財務諸表(法人)、貸借対照表及び損益計算書(個人)
- ④ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) ⑤ 事業税納税証明書

2 変更のあった場合のみ届出を要する事項

- (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

建設業 静岡県知事許可 窓口一覧

更新・業種追加・法人成の許可申請、各種の変更届出は、
管轄の土木事務所総務課建設業係 に提出してください。

土木事務所名	所在地	電話番号	管轄区域
下田土木事務所	下田市中 531-1	0558-24-2104	下田市 賀茂郡
熱海土木事務所	熱海市水口町 13-15	0557-82-9161～2	熱海市 伊東市
沼津土木事務所	沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	沼津市 三島市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 函南町 駿東郡
* 富士土木事務所	富士市本市場 441-1	0545-65-2224・2786	富士宮市 富士市 芝川町
* 静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308～9	静岡市
* 島田土木事務所	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5271	島田市 焼津市 藤枝市 川根本町 牧之原市 吉田町
* 袋井土木事務所	袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	磐田市 掛川市 袋井市 菊川市 御前崎市 森町
浜松土木事務所	浜松市中区中央 1-12-1	053-458-7255～6	浜松市 湖西市 新居町

- * 平成 21 年 3 月末で御前崎土木事務所は廃止され、4 月から牧之原市・吉田町は島田土木事務所の、御前崎市は袋井土木事務所の管轄となりました。
- * 富士市に編入合併された旧・富士川町区域は、静岡土木事務所の管轄でしたが、平成 21 年 4 月から富士土木事務所の管轄となりました。

新規及び事業継承の許可申請は、**県庁建設業室** に提出してください。

県庁	住所	電話番号
建設部建設業室	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3058・2507

(經營事項審査を受審する者)

設計士の種類

稅拔

(一般建設業の許可を受けている場合は、すべて主任技術者の欄にチェックが入ります。)

また、とび・土工工事について記載するときには法面処理工事が含まれるとき、及び鋼構造物工事について記載するときには鋼構上部工事が含まれるときは、同様に上の欄に○印を付して、請負代金の額の右の欄に金額を記載してください。

上記に続けて、残りの工事(上で記載しなかつた元請工事と、全ての下請工事の両方)について、金額の大きい順に完成工事高の7割を超えるところで(例の場合、全金額144,000千円の7割100,800千円を超えるところで)記載します。ただし500万円未満(建築一式工事)については1,500万円未満)の工事については1業種につき上記元請工事と併せて全体で10件を超えて記載する必要はありません。なお、元請工事だけで全体の7割に達したときは、この部分の記載は不です。

「合計」の金額は、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計金額に一致します。

注	文書 の区分	(天)	計
元	公共	0	0
庫	民間	103,450	103,450
下	請	40,550	40,550
計			144,000

(様式第3号)
元簿の計
103,450

(※様式第2号の2は廃止されました。)

(経営事項審査を受審しない者)

(用紙A4)

完成工事と未成工事について、主な工事をそれぞれ金額の大きい順に記載します。

とび、工事について記載するとき、法
面処理工事が含まれるときは、「法面処
理」のところに○印を付したうえで、請負
代金の額の右の欄にその工事金額を記
載してください。

また、土木一式工事について記載するときにPCG(プレストレストコンクリート)工事が含まれるとき、及び鋼構造物工事について記載するとき、同様に上の欄に○印を付して、申請負代金の額の右の欄に金額を記載してください。

「合計」の金額は、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計金額に一致します。

注 文 者 の 区 分	計 可 (と) 工 事	元 謹 の 計
元 公 共	0	28,954
民 間	28,954	
下 請	61,300	
計	90,254	

建設業法施行規則の改正により、平成20年4月1日以降提出する「工事経歴書」については、上記の様式により提出する必要があります。

[illegible]

完成工事のうち、このページに記載した各工事の合計を

(上に記載されていない工事も含めて)全ての完成工事の
合計を記載します。

3 記載コード表

知事コード

コード	静岡県知事	22
-----	-------	----

市区町村コード

コード	市区町村名	管轄土木事務所
22219 22301 22302 22304 22305 22306	下田市 賀茂郡東伊豆町 賀茂郡河津町 賀茂郡南伊豆町 賀茂郡松崎町 賀茂郡西伊豆町	下田土木事務所
22205 22208	熱海市 伊東市	熱海土木事務所
22203 22206 22215 22220 22222 22225 22325 22341 22342 22344	沼津市 三島市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡函南町 駿東郡清水町 駿東郡長泉町 駿東郡小山町	沼津土木事務所
22207 22210 22361	富士宮市 富士市 富士郡芝川町	富士土木事務所
22101 22102 22103	静岡市葵区 静岡市駿河区 静岡市清水区	静岡土木事務所

コード	市区町村名	管轄土木事務所
22209 22212 22214 22226 22424 22429	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡吉田町 榛原郡川根本町	島田土木事務所
22211 22213 22216 22223 22224 22461	磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡森町	袋井土木事務所
22131 22132 22133 22134 22135 22136 22137 22221 22503	浜松市中区 浜松市東区 浜松市西区 浜松市南区 浜松市北区 浜松市浜北区 浜松市天竜区 湖西市 浜名郡新居町	浜松土木事務所